

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|             |  |
|-------------|--|
| 事故種類        | 乗組員負傷  |
| 発生日時        | 令和5年2月5日 13時00分ごろ  |
| 発生場所        | 佐賀県佐賀市六角川河口付近<br>広江港口灯台から真方位228° 4.5海里付近<br>(概位 北緯33° 07.0′ 東経130° 12.7′)  |
| 事故の概要       | 漁船正徳丸は、のり網の積込み作業中、甲板員が負傷した。  |
| 事故調査の経過     | 令和5年2月20日、主管調査官（長崎事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取手続実施済  |
| 事実情報        |  |
| 船種船名、総トン数   | 漁船 正徳丸、4.9トン   |
| 船舶番号、船舶所有者等 | SA3-17342（漁船登録番号）、個人所有   |
| 乗組員等に関する情報  | 船長、一級小型・特殊・特定  |
| 負傷者         | 軽傷 1人（甲板員）   |
| 損傷          | なし   |
| 気象・海象       | 気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好<br>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期   |
| 事故の経過       | <p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、のり網の積込み作業を行っていた。</p> <p>船長は、前部甲板に設置された漁具積込み用クレーンの操作に、甲板員は、本船から下ろして右舷側に接舷させた角船（積込み作業等をする際に使う本船に搭載された小舟）の右舷船尾部で、海から角船に上げたのり網を同クレーンのフックに吊るす作業にそれぞれ当たっていた。</p> <p>船長は、ロープを掛けたのり網をクレーンで吊り上げていたところ、ジブがクレーンポストから脱落して本船の右舷側ブルワークに当たって跳ね上がり、甲板員の顔面に当たった。</p> <p>船長は、119番通報を行った後、作業を中断して帰航した。</p> <p>甲板員は、救急車で病院に搬送され、鼻骨骨折と診断された。</p> <p>船長は、例年、のり網漁が終了した後、3月ごろクレーンのフットピンを抜き、ジブとポスト部に解体した状態で本船から撤去していた。</p> <p>船長は、のり網漁を開始する令和4年10月中旬、甲板員と共に工具を用いてクレーンを本船に設置した後、異状を感じることなく、定期的な点検を行わずにクレーンの使用を続けていたが、ジブ取付け部のフットピンの締め付けボルトは、設置時の締め付けが完全ではなく、使用するとともに徐々に緩んでジブが脱落したのではないかと本事故後に思った。</p> |

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p><b>分析</b></p>    | <p>本船は、クレーンのフートピンの定期的な点検が行われていない状態で、クレーンを使用してのり網の積込み作業中、同ピンの締め付けボルトが緩んでジブがクレーンポストから脱落したことから、落下したジブが本船のブルワークに当たって跳ね上がり、甲板員の顔面に当たって甲板員が負傷したものと推定される。</p>          |
| <p><b>原因</b></p>    | <p>本事故は、本船が、クレーンのフートピンの定期的な点検が行われていない状態で、クレーンを使用してのり網の積込み作業中、ジブのフートピンの締め付けボルトが緩んでジブがクレーンポストから脱落したため、落下したジブが本船のブルワークに当たって跳ね上がり、甲板員の顔面に当たったことにより発生したものと推定される。</p> |
| <p><b>再発防止策</b></p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、クレーンのフートピン締め付けボルトの締め付け状況を定期的に確認し、緩んでいる場合は増し締めすること。</li> </ul>            |